

新地町特定環境保全公共下水道施設維持管理業務委託

(複数年)

及び

新地町農業集落排水施設維持管理業務委託

(複数年)

提案評価基準

令和7年10月

新 地 町

この提案評価基準は、新地町（以下「発注者」という。）が実施する、新地町特定環境保全公共下水道施設維持管理業務委託（複数年）及び、新地町農業集落排水施設維持管理業務委託（複数年）（以下「本業務」という。）を受託する民間受注者（以下「受注者」という。）の、募集及び選定を行うにあたっての手続き等を定めたものであり、本業務に係るプロポーザル参加希望者（以下「参加者」という。）に交付するもので、別冊の以下の書類と一体をなすものである（これらの書類を総称して、以下「設計図書」という）。

1. 新地町特定環境保全公共下水道施設維持管理業務委託

① 仕様書等

- ・新地町特定環境保全公共下水道施設維持管理業務委託（複数年）一般仕様書
- ・新地町特定環境保全公共下水道施設維持管理業務委託（複数年）特記仕様書
- ・新地町特定環境保全公共下水道施設維持管理業務委託（複数年）業務要求水準及び業務内容書

② 提案評価基準

③ 様式集

2. 新地町農業集落排水施設維持管理業務委託

① 仕様書等

- ・新地町農業集落排水施設維持管理業務委託（複数年）一般仕様書
- ・新地町農業集落排水施設維持管理業務委託（複数年）業務要求水準及び業務内容書
- ・新地町農業集落排水施設維持管理業務委託（複数年）特記仕様書

② 提案評価基準

③ 様式集

参加者は、設計図書の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成して、提出することとする。

目次

1 審査方法	1
1.1 審査方式	1
1.2 受託者決定フロー	1
1.3 委員会の設置	2
2 業務内容	2
2.1 プロポーザル参加資格の確認	2
2.1.1 必要書類の確認	2
2.1.2 参加資格の確認	2
2.2 企画提案審査	2
2.2.1 必要書類の確認	2
2.2.2 プレゼンテーション及びヒアリングの実施	2
2.2.3 提案内容審査	2
2.2.4 総合評価点の算出	2
2.2.5 優秀提案者の選定	3
2.3 優先交渉権者及び受託者の決定	3
3 総合評価点の算出	3
3.1 配点方針	3
3.2 企画提案書の審査項目等	3
3.3 評価点の算出方法	5

1 審査方法

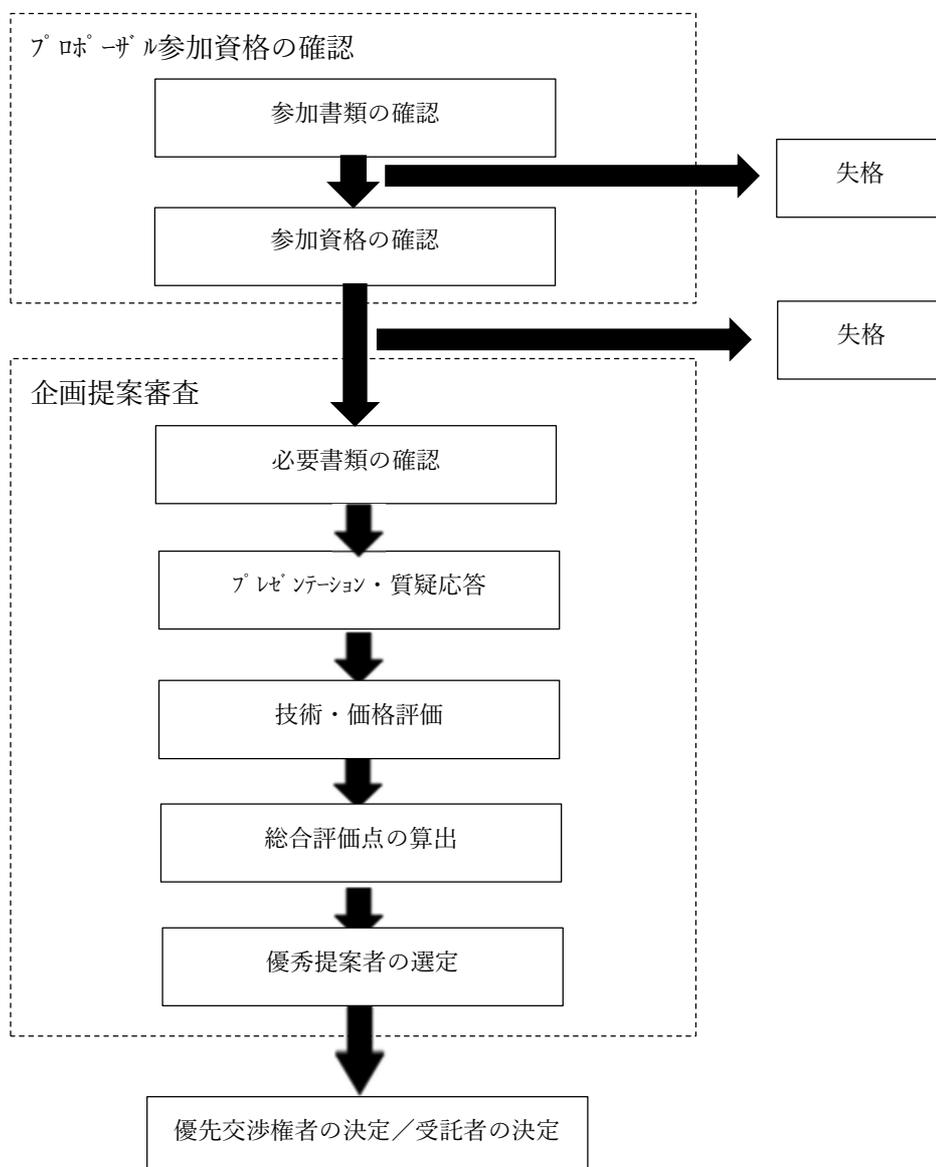
1.1 審査方式

本業務は、事業者の有する専門的な知識やノウハウ、技術力等を活用することが必要であることから、受注者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用し、企画提案による技術面等の非価格要素とともに、提示された参考見積価格を総合的に評価する。

1.2 受託者決定フロー

受注者決定のフローは図1-1 に示すとおりである。

図1-1 受注者決定フロー



1.3 委員会の設置

町は、企画提案書等の審査を専門的知見に基づいて実施するため、「新地町公共下水道等施設維持管理業務委託（複数年）に係る公募型プロポーザル審査委員会」（以下、「委員会」という。）を設置している。委員会の委員は、庁内により構成している。

委員会は、提案評価基準に基づき企画提案書等の審査を行う。

なお、参加者が優秀提案者の選定前までに本業務について委員会の委員に直接・間接を問わず接触した場合、当該参加者は参加資格を失うことがあるので留意すること。

2 審査内容

2.1 プロポーザル参加資格の確認

2.1.1 必要書類の確認

町は、参加者から提出された参加資格確認書類について、募集説明書にて求めた必要書類がすべて揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。

2.1.2 参加資格要件の確認

町は、参加者から提出された参加資格確認書類に基づき、参加者が募集説明書に定める参加資格要件を満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

2.2 企画提案審査

2.2.1 必要書類の確認

町は、参加者から提出された企画提案書について、募集説明書にて求めた必要書類がすべて揃っていることを確認し、書類不備の場合は失格とする。

2.2.2 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

町及び委員会は、必要書類の確認ができた参加者を対象として、提案内容の確認等のために、参加者にプレゼンテーションを求めヒアリングを実施する。提案内容審査ではヒアリング時の対応内容も勘案する。

なお、参加者が多数あるなど町において事前審査を実施した場合は、委員会での審査対象者のみにプレゼンテーションを求めヒアリングを実施する。

2.2.3 提案内容審査

委員会は、企画提案書のうち技術的提案などの非価格要素の内容について審査し、「3. 総合評価 点の算出方法」に基づき得点化（技術評価点の算出）を行う。町は、参考見積価格について「3. 総合評価点の算出方法」に基づき得点化（価格評価点の算出）を行う。

2.2.4 総合評価点の算出

技術評価点及び価格評価点を合算し、総合評価点を算出する。

2.2.5 優秀提案者の選定

町及び委員会は、総合評価点によって参加者の評価順位を決定するとともに、最も高い提案を優秀提案とし、当該提案を行った者を優秀提案者として選定する。優秀提案者が2者以上あるときは、参考見積価格が低い提案を行った者を優秀提案者として選定する。また、参考見積価格が同額であるときは、委員会にはかり優秀提案者を選定する。

2.3 優先交渉権者及び受託者の決定

町は、選定結果をもとに優先交渉権者を決定し、見積を依頼するとともに契約交渉を行い、受託者の決定となる。町は、優先交渉権者と契約締結に至らなかったときは、委員会の選定結果の上位者から順に契約交渉を行う場合がある。

3 総合評価点の算出

3.1 配点方針

企画提案書で求める提案内容の評価について、非価格要素に関する技術評価点と価格要素に関する価格評価点の配点は、技術評価点と価格評価点を加算して得られる合計点を総合評価点とする。総合評価点＝技術評価点（70点満点）＋価格評価点（30満点）

（※総合評価点65点以上を獲得した者が、交渉権者となる。）

3.2 企画提案書の審査項目等

業務実施体制、担当予定従業者の資格・経験、受託実績により業務の実施能力の有無を確認した上で、技術評価点及び価格評価点による審査を行う。技術評価点及び価格評価点の算出に当たって、企画提案書の審査項目、内容及び配点は、表3-1のとおりとする。

【表3-1 企画提案書の審査項目、内容及び配点】

審査項目	内容	配点
事業実施コンセプト	・業務全般に関する実施方針について、対象施設や設計図書と矛盾なく、妥当な方針が記載されているか。 ・地域特性の配慮があるか。 ・環境負荷低減、省エネ、リサイクルの配慮があるか。	5
業務実施体制	・維持管理業務の考え方、体制が十分か。 ・下水道サービスレベルの維持・向上、業務全体の効率化の方法・体制が十分か。	5
各業務の要求事項に対する考え方及び具体的な業務実施計画	(共通) ・効率的かつ確実な実施方法が具体的に述べられているか。 ・要求水準未達とならないための対策、未達の場合の対応は適切か	5

運転管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・運転管理に関する取り組みが適切に計画されているか。 ①運転監視業務 ②水質管理業務 ③調達管理業務 ④文書管理業務 ⑤保安業務 	5
保全管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的で安定的な設備機能維持を可能とする保守点検・補修の取り組みが述べられているか。 ①保守点検業務 ②補修業務 	5
その他各種業務	<ul style="list-style-type: none"> ・その他各種業務への対応方法が適切に計画されているか。 ①衛生業務 ②環境整備業務 ③廃棄物管理業務 	5
危機管理・安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・無人の施設や夜間・休日の異常時・緊急時における人員配備計画及び緊急連絡体制が効果的か。 ・現場からの支援要請に対する組織的なバックアップは十分か。 ・水質水量異常時の対応、停電時の対応、故障時の対応、災害時の対応の方針等が適切か。 	5
リスク管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理に対する方針や具体的な対策が十分か。 ・受託者の保険加入義務の有無についても検討が行われているか。 	5
管理方法及びコスト削減等の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的かつ実施可能な業務改善方策、運転コスト削減策が具体的に述べられているか。 ・施設管理レベルの向上、更新整備に役立つ有効な提案があるか。 	20
ユーティリティーの調達管理	<ul style="list-style-type: none"> ・部品等の地元調達率や2次委託における地元発注率を含めた、安定的で効果的な調達方法、管理体制が具体的に述べられているか。 ・在庫品管理の考え方・在庫品の劣化防止策が記載されているか。 	10
参考見積価格	新地町特定環境保全公共下水道施設維持管理業務	30
	新地町農業集落排水施設維持管理業務	
合計		100

※参考見積価格は業務別に配点する。

3.3 評価点の算出方法

【表3-2】に示す4段階評価による得点を算出し、その合計を評価点とする。

なお、審査項目別の得点は、小数点以下第3位を四捨五入し小数点以下第2位まで求める。

【表3-2 評価点の得点化方法】

評価	評価基準	得点化方法
A	当該審査項目について、特に優れている	配点×1
B	当該審査項目について、優れている	配点×2/3
C	当該審査項目について、内容を満たしている	配点×1/3
D	当該審査項目について、内容が不十分である	配点×0

ただし、審査項目のうち「参考見積価格」は、以下により得点化する。

(※業務別 30点満点とする。)

① 参考見積価格に記載された合計価格が、委託料上限額範囲内の者のうち、最低額を提示した者に配点の満点である、30点を価格評価点として付与する。

(※②に該当し審査する者が1社であった場合も、価格評価点30点を付与する。)

② 審査対象が複数者であった場合、参加者の価格評価点の配点は、上位から2位15点、3位10点、4位5点、5位以下は全て0点とする。

(※新地町特定環境保全公共下水道維持管理業務、新地町農業集落排水施設維持管理業務それぞれに対しての、価格評価点を指す。)